



高橋 継一様

財産診断書

平成29年ノビレ一507号

調査日：平成29年10月29日

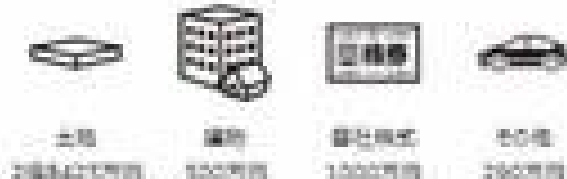
作成日：平成29年11月08日

Property Report

総括

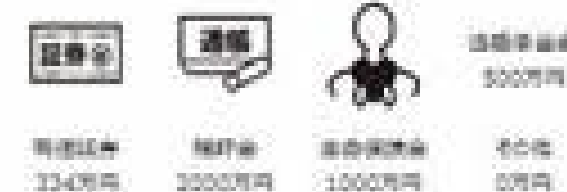
平成27年/財産分割実施
基準日：平成27年02月01日
作成日：平成27年03月16日

固定性資産
3億0215万円



+

流動性資産
3834万円



||

資産総額 3億4049万円

資産総額 3億4049万円

債務 50万円
葬式費用 500万円

||

財産総額 3億3499万円

相続税の納付税額 4496万円

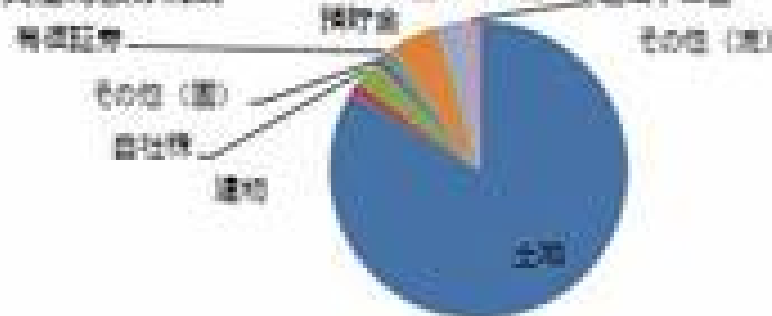
[相続税額 65300万円]

※「財産分割による相続税対策」で計算した税額の税額です。
※「相続税の納付税額」(相続税額)は分割の仕方で変わります。

||

税引後の財産 2億9003万円

資産総額の構成



財産バランス



親族関係

平成27年/財産診断書
 診断日：平成27年03月01日
 作成日：平成27年03月10日

氏名	フリガナ	続柄	取得原因	実質上の 法定相続分	税務上の 法定相続分	2割(以下)	生年月日	年齢
高橋雄一	たかはしけいいち	本人	—	—	—	—	昭和13年(1938年)1月1日	77歳
高橋花子	タカハシハナコ	配偶者	相続	1/2	1/2	—	昭和15年(1940年)2月2日	74歳
高橋一郎	タカハシイチロウ	子	相続	1/6	1/6	—	昭和40年(1965年)5月5日	49歳
高橋二郎	タカハシジロウ	子	相続	1/6	1/6	—	昭和42年(1967年)8月8日	47歳
田中洋子	タナカヨウコ	子	相続	1/6	1/6	—	昭和45年(1970年)11月12日	44歳

相統税の概算

平成27年/財産分割開始
 診断日：平成27年01月01日
 作成日：平成27年03月16日

固定性資産	3億0215万円
流動性資産	3834万円
債務・葬式費用	-550万円
財産総額	3億3499万円

相続税額の計算のための加算・減算

①小規模宅地等の減額	0万円
②非課税金額	-1500万円
③生前贈与加算額	2833万円
④基礎控除額	-5400万円
相続税額	6530万円
贈与税額控除・配偶者の税額軽減など	-2033万円
相続税の納付税額	4496万円

①小規模宅地等の減額

自宅や事業用の土地は、評価額を減額する特例が設けられています。

- ・特定居住用宅地等 減額割合：80% 限度面積：330㎡
- ・特定事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400㎡
- ・特定同居会社事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400㎡
- ・貸付事業用宅地等 減額割合：50% 限度面積：200㎡

②非課税金額

生命保険金、退職手当金は非課税枠があります。

- ・生命保険金 500万円×法定相続人の数
- ・退職手当金 500万円×法定相続人の数

③生前贈与加算額

- ・生前贈与加算額 = 3年以内の贈与財産 + 相続時特種課税制度適用財産
- ・3年以内の贈与は相続税の計算に含まれます。
- ※文書上の贈与税は相続から控除されます。

④基礎控除額

- ・3000万円 + (600万円×法定相続人の数)

※「財産分割開始相統税概算」で計算した税額は概算です。

※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方によって異なります。